

障害者差別 解消法

を知っていますか？



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されています。
(注)正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

相談や紛争解決の仕組みについて

障がいのある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵害事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障がいのある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

三重県の相談窓口や紛争解決の仕組みについて

三重県では、以下の窓口で、障害者差別解消法に基づく行政、民間事業者等の対応に関する相談を受け付けています。

また、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を支援するため、関係機関等による「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置しています。

相談窓口の名称	連絡先	開設時間
三重県健康福祉部 障がい福祉課	〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2274 FAX 059-228-2085 E-mail:shoho@pref.mie.jp	月～金曜(但し、祝日、年末年始 の休日を除く)
三重県障害者相談支援センター (三重県障害者権利擁護センター)	〒514-0113 津市一身田大古曾670-2 TEL 059-232-7533 FAX 059-231-0687 E-mail:shogaic@pref.mie.jp	8時30分～17時15分

※各市町においても相談への対応をしています。(相談窓口は各市役所・町役場へお尋ねください。)

発行：三重県健康福祉部障がい福祉課

※このリーフレットは内閣府発行リーフレットを基に作成しました。

三重県

障害者差別解消法 とは

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がい者を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障がい者を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障がい者を理由とする差別とは？

障がい者を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障がい等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障がい者を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障がい者を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



社会的障壁とは？

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障がいのある方への偏見など）などがあげられます。

本法のポイント「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>(※)</small> <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障がいのある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障がいのある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障がい者を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障がい者を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。